

「糸屋の娘」考

菊池真一

一 起承転結

漢詩の起承転結の心をわかりやすく説明したものととして、「糸屋の娘」の唄がある。本稿では、この唄がいつごろから歌われたものであるかについて、調査の結果を報告する。「糸屋の娘」の唄は、歌形・歌詞も様々であるが、一例を挙げると、次のようなものである。

京の五条の糸屋の娘(起)
姉は十八、妹は十五(承)
諸国大名は弓矢で殺す(転)
糸屋の娘は眼で殺す(結)

これは、速水博司著『大学生のための文章表現入門』(蒼丘書林。平成十四年)によるものであるが、「頼山陽が説いたといわれる」とあるのみで、典拠・出所は明らかにされていない。これに限らず、「糸屋の娘」の唄に触れたもので、典拠・依拠文献を明確にしたものを、私は知らない。

二 ネット上のデータ

「糸屋の娘」の唄がいかに様々な形で流布しているか、その一端を見るため、インターネットでホームページデータを検索してみると、次のように多種多様である。ネットデータの引用は、本来ならばURL(ホームページアドレス)を明記すべき

であるが、今の場合、それがさして意味あることとも思えないので、煩を厭い、省略した。また、異なり形を示すのみとし、累積数・重複数は無意味なものとして、計算していない。

起句

「京都三条(の)糸屋の娘」「京の三条の糸屋の娘」「三条木屋町糸屋の娘」「京の四条の糸屋の娘」「京の五条の糸屋の娘」

「京で一番糸屋の娘」

「大阪本町糸屋の娘」「浪花本町糸屋の娘」「浪速花町糸屋の娘」

「本町二丁目の糸屋の娘」

「向こう横丁の糸屋の娘」

承句

「姉が二十一妹が二十」「姉は二十で妹は十九」「姉は十八妹

(は)二八(十六)」「姉は十八妹は十五」「姉は十七妹は十五」

「姉は十六妹は十五」「姉が(は)十六妹が(は)十四」

「妹十八姉二十」

「姉も妹も器量よし」

転句

「諸国大名(は)弓矢で殺す」「諸国大名弓矢で殺し」

「諸国大名(は)刃で殺す」

結句

「糸屋(の)娘は目(眼)で殺す」

「この女二人は目で殺す」

これだけ様々なバリエーションがあったのでは、一体どれが本来の形なのか、判断は困難である。

三 『日本民謡全集 続篇』

「糸屋の娘」の唄は、頼山陽が作ったものだ、という説明がなされる場合がある。しかし、そこでも典拠は明記されていない。頼山陽のいかなる著書にあるのか、又は、頼山陽の言葉がいかなる書物に記載されているのか、私は知らない。掛斐高氏に尋ねたところ、伝説レベルの話で、どこまで真実か判らないとのことであった。

文献を探した所、明治四十一年刊『日本民謡全集 続篇』四十五ページに、「雑謡 京都」として、次の唄があった。

◎京の三条の糸屋の娘、姉が二十一妹が二十諸国諸大名は弓矢で殺す、糸屋の娘は目で殺す」

これが、今の所、文献で確認できる最古の例である。

四 『落葉集』『松の落葉』

前掲のような起承転結対応型ではなく、もう少し長い形での唄ならば、糸屋の娘は江戸時代前期のものに出てくる。宝永元（元禄十七）年刊の『落葉集』巻四「古米中興当流節歌百番目録」の六十六に「糸屋娘唄」として、次の歌が挙げられている。

（二上り）本町二丁目をとん／＼とん／＼とことん、とことん
／＼とんとことん／＼通りたうはないが、糸屋娘は二十一二十、
やつしつし／＼、姉に望みは少しもないが、妹見る目はしんと
ろ／＼、とんと親を見る日は猿眼え、さる／＼さる／＼さる
／＼猿眼え（姉にのぞみ返し）（高野辰之『日本歌謡集成』巻
六による）

これは同書の増補版である「松の落葉」（宝永七年刊）にも全く同じ形で出ている。

五 『端唄部類』

『日本歌謡集成 巻九』の「第五 江戸端唄集」には「端唄部類 三編」が収められているが、ここにも「糸屋の娘」の唄を見ることが出来る。「端唄部類」は『国書総目録』によれば四編四冊、万延元年から元治二年の成立とある。すると、序記に「戊夏の日」とあるのは誤植で、三編の成立は「戊夏の日」即ち文久二年のことではなからうか。

本町二丁目のナア、／＼／＼ヨヲ、イいとやの娘唄は二十一い
もとはア、ハ、アアア、ち妹ヲほしさにナア、ハ、／＼／＼ナ
ア、／＼ヨヲイ／＼いせへな、たびくまのへさアんどアアたご
さんへはハア、へつうきまアいり。（高野辰之『日本歌謡集成』
巻九による）

これらにより、こちらの糸屋の娘の唄は、江戸時代を通じて幅広く歌われていたであろうことが推測される。

六 『日本民謡全集』

明治四十年刊『日本民謡全集』七十九ページには、「手鞠唄 信濃国飯田」として、次の唄がある。

本町二丁目の糸屋の娘姉は二十一妹は廿歳姉の容色(きりよう)も吉野の桜妹ほしさに御慮願懸けて一に一天大日如来、二ににわたの色神様へ三に讃岐の金比羅様へ四に四国の御大寺様へ、五つ飯田の権現様へ、六に六角堂の六地藏様へ、七には七面様へ、八つ八幡の八幡様へ、九には熊野の権現様へ、十で所の明神様へ懸けた御慮願叶はぬ時は天に昇りて天蛇となりて、海に降りて海蛇となりて何んぼ二人が迷添(つれそう)まいか」
(『芳川得一氏報』)

七 『俚謡集』『俚謡集拾遺』

大正三年刊『俚謡集』(文芸委員会編纂)五十二ページには、「神奈川県 木遣歌」として、次の唄がある。

○本町二丁目のナー、ヨイコノ、本町二丁目の、糸屋の娘、ヤ

レコノ、姉が廿一ナー、ヨイコノ、妹が廿、ヤレコノ、妹ほしさにナー、ヨイコノ、妹ほしさに御立願かけて、ヤレコレ、御伊勢七たびナー、ヨイコノ、おいせ七たび、熊野へ三度、ヤレコノ、しばのあたごさんへは、つきまあり、月まあり〜。
(三浦郡)

同書三百十ページには、「山形県 鎌倉節」として、次の唄がある。

○本町二丁目の、ナーヨイコノナ、本町二丁目の糸屋の娘、姉は二十一、ナーヨイコノナ、姉は二十一妹は二十、妹ほしさに、ナーヨイコノナ、妹ほしさに御りよ願かけた。御伊勢七度、ナーヨイコノナ、お伊勢七度熊野へ三度、芝の愛宕山へ、ナーソレヤ月参りナー。

大正四年刊『俚謡集拾遺』(高野斑山・大竹紫葉共編)百十七ページには、「次城県 俚謡 木遣唄」として、次の唄がある。

○本町二丁目の糸屋の娘、姉は二十一妹はたち、妹欲しさに

御立願かけて、伊勢へ七度熊野へ三度、芝の愛宕山へ月まゐり。

同書百五十四ページには、「三重県 童謡 手鞠唄」として、次の唄がある。

○京のむろまち、いつゝやの娘、姉は二十一妹は二十、親のお金を五十両ぬすんで、それで、お伊勢さんの御参詣をなされ、風呂も、わいてゐる、おはいりなされ、風呂の中へとつめこめられて、かはゆや、ふたりの娘、それが、お伊勢さんに、聞えた。（一志郡）

これは糸屋の娘ではないが、姉妹の年齢が同じなので、糸屋の娘の唄の変形ではなからうかと思われる。

八 まとめ

以上により、起句・承句のみ一致する形の唄、即ち場所と姉妹の年齢を含む形の唄は、「糸屋娘謡」唄として江戸時代前期から歌われ、近代に至るまで各地で歌われていたことが分かる。起承転結型の唄は、目下の所、文献上は明治四十一年が最古と

なる。今言えることは、江戸時代前期から流布していた「糸屋娘謡」唄が、いつ頃か何者かによって改変され、起承転結型の唄が作り上げられたのではなからうかということである。ただし、その詳細を究めることは困難であろう。

与謝野晶子の未紹介震災歌

関東大震災からちょうど一か月後、大正十二年十月一日に大日本雄弁会講談社から「〔大正〕大震災大火災」(一)内は角書」という本が出版された。A5判三百ページの堂々たるもので、震災の写真・記録、その他震災にまつわるエピソードが多数掲げられている。その二六九ページに、「天変動く」と題する与謝野晶子の短歌十首が掲載されている。このうち、四首については講談社版『定本与謝野晶子全集』にも見当たらず、学会未紹介と思われるので、ここに披露する。

まず、全十首を紹介する。

もろもろのもの心より掻き消さる天変うごくこの時に遭ひ
 天地崩ゆ生命を惜む心だに今しばしにて忘れはつべき

菊池真一

生命をばまたなく惜しと押しつけにわれも思へど地の揺ら
 ぐ時
 大正の十二年秋一瞬に滅ぶる街を眼のあたり見る
 休みなく地震して秋の月明にあはれ燃ゆるか東京の街
 燃え立ちし三方の火と心なるわがもの恐れ渦巻くと知る
 頼みなくよりどころなく人の身をわが思ふこと極りにけり
 都焼く火事をふちどるけうとかるしろがね色の雲におび
 ゆる
 人は皆亥の子の如くうつけはて火事と対する外濠の土堤
 なほも地震揺ればちまたを走る人生き遂げぬなど思へるも
 なし